

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	13 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から41年3月まで  
② 昭和56年3月から同年5月まで

私が昭和37年5月に会社を退職した後に、前夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、前夫が私と夫自身の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月以降にA区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿一覧から確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同時期に行われていると考えられるところ、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の前夫に係る特殊台帳によれば、A区に居住していた41年12月に39年10月から41年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続がA区で行われていることから、申立期間①のうち39年10月から41年3月までの保険料は前夫と一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和37年5月から39年9月までの期間は、国民年金手帳記号番号の払出年月から時効により保険料を納付できない期間を含む上、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに保険料を納付していた事情もうかがえない。

また、申立期間②については、一緒に納付したとする申立人の前夫の保

険料も未納となっている上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付状況は不明である。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、昭和45年4月から1年以上続けて国民年金保険料を納付したと思う。途中の9か月を未納にするとは考えられない。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の昭和45年4月から同年6月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は申立期間の前後を通じて住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないことなどから、申立期間の保険料は納付されていたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年6月まで  
② 昭和40年10月から同年12月まで

昭和35年\*月ごろ、私が20歳になり、父が国民の義務だからと言って、A郡B町役場（現在は、C市役所D支所）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を支払ってくれていた。当時、私は両親と同居しており、父は納税組合長をしていて、一人でも納付しない場合は立替えてでも納付していたので、申立期間の保険料は支払ったはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が申立人、申立人の元妻及び申立人の母の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間①における申立人の元妻の保険料は納付済みであり、申立期間②における申立人の母の保険料は納付済みである。

また、申立期間はいずれも3か月と短期間で、前後の期間は現年度で納付済みとなっており、ほかに未納期間は無い。

さらに、申立人は、国民年金制度発足時、B町の各町会に納税組合が置かれ、父がE町会の納税組合長として、毎月、個別に各戸を回って保険料の集金を行い、集めたお金をB町役場に持参したと述べている上、C市は、昭和39年には既に納税組合は存在し、平成13年まで保険料の集金を行っていたと回答しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月及び同年3月

私は、昭和55年2月ごろに、A市職員に自宅に来てもらい、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めてその場で納付し、領収証書を受領したので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降も任意加入し、第3号被保険者期間を除く加入期間の大半は付加保険料を含めて納付するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和55年2月28日に任意加入被保険者資格を取得し、同日に付加保険料の納付も申し出たことが記載されていることから、わざわざ国民年金に加入しながら、その当初の2か月を未納にするとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る手書きの領収証書を所持しており、領収印は無いものの、その様式は当時A市で使用されていたものである上、被保険者氏名、国民年金手帳記号番号、納付期間及び保険料額等の記載事項に誤りは無く、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間及び53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで  
② 昭和46年4月から53年2月まで  
③ 昭和53年3月

私は、昭和44年4月に自宅まで集金に来るようA区役所に依頼し、同年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付した。また、同年4月に、B県C市へ転居してからも、集金により納付し、53年からは、銀行で納付した。私の国民年金記録が未加入及び未納とされていることは、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には、昭和44年度の国民年金保険料を昭和45年3月31日に、同年4月から同年6月までの分を同年5月22日に、同年7月から同年9月までの分を同年8月28日に、同年10月から同年12月までの分を同年11月4日に、46年1月から同年3月までの分を同年2月10日に納付した事を示す検認印が押されており、申立期間①にかかる、昭和44年度及び45年度の保険料は納付したことが確認できる。

また、特殊台帳には、昭和44年度及び45年度が納付済みと記載されているが、昭和44年4月1日資格喪失との記載もあり、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間③については、申立人の所持する年金手帳の記載から、昭和53年3月14日に任意加入の手続を行っていることが確認でき、任意加入月から未納とするのは不自然である。

一方、申立期間②については、任意加入以前の期間であり、オンライン

システムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間及び53年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月30日から同年12月1日まで  
私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、41年7月末まで継続勤務したところ、38年11月に資格記録の空白があるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び給与票並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人がA社C工場から同社本社に転勤した時期については、当該事業所がC工場における被保険者資格喪失年月日を誤って届け出たことを認めていることから、本社での資格取得日に合わせ、昭和38年12月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、事業主が昭和38年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を同年5月から同年8月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月6日から32年9月1日まで

私は、昭和31年10月6日から平成9年9月30日までA社に勤務したが、そのうちB支店の申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっていた。これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員カードにより、申立人が、昭和31年10月6日にB支店臨時事務員庶務担当者として採用され、32年5月1日に事務員B支店庶務担当者の職名に変更されたことが確認でき、申立人が所持する臨時事務員の辞令書の発令日とも一致する。

また、A社本社総務担当部は、「一般的に臨時社員から正社員になった場合、その時点で厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、複数の元同僚も「正社員になったら厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、当該事業所では、臨時職員から正社員になった時点で厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、正社員となった昭和32年5月1日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 9 月の標準報酬月額の記録から、同年 5 月から同年 8 月までは、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 12 月 31 日まで  
私の申立期間当時のA社における給与額は68万6,000円であり、その給与額に応じて厚生年金保険料も控除されていた。ところが、給与額と保険料の控除額は変わらないにもかかわらず、平成10年4月から標準報酬月額が大幅に下がっており、それについて会社からは何の説明も受けていない。納得できないので、正当な標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の給与明細書により、申立期間のA社からの給与は、毎月68万6,000円であったことが確認できる一方、保険料については、標準報酬月額56万円に相当する金額を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人が給与明細書を所持していない期間（平成12年5月、6月、

10月及び11月)の標準報酬月額については、申立人は平成10年、11年及び12年の「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」を提出しており、その源泉徴収簿に記載された当該4か月の社会保険料の控除額が他の月の控除額と同額であることから、当該4か月の厚生年金保険料の控除額も他の月と同額であると認められる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び所得税源泉徴収簿で確認できる保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の全期間にわたって、給与明細書の保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所(当時)の記録が一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月25日から同年2月21日まで

私は、A社に平成17年5月に入社した。18年1月26日付けで解雇予告通知を受けたが、次の会社に就職した同年2月21日まで在職していた。解雇予告通知が出された前日から始まる申立期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管する給与明細書、源泉徴収票及び解雇予告通知により、申立人がA社に平成18年2月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成17年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が所持する当該事業所における平成18年分の給与所得の源泉徴収票により1月及び2月分の保険料を控除されていることが確認できる上、事業主は翌月に控除していたと文書回答していることから、これら保険料は、平成17年12月及び18年1月分の保険料であることが推認できるところ、元事業主は、申立期間の保険料を申立人から控除したが社会

保険事務所へ納付していないと回答していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る18年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から52年1月まで

私は、結婚する前に滞納していた国民年金保険料を納付するよう父に言われ、昭和52年1月ごろ、父から借りたお金と自分の所持金を合わせてA市役所の窓口で一括して10数万円を支払った。当時、B郵便局の横にあった庁舎で受け付けてもらったことを記憶している。保険料を納付したにもかかわらず未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前である昭和52年1月ごろ、未納にしていた国民年金保険料をA市役所において一括で支払ったと述べているところ、申立人の所持する年金手帳及び被保険者台帳によれば、A市で国民年金に係る住所を変更した記載は無く、申立人が住所変更手続を行った事情はうかがえないことから、同市において保険料を納付したとは考え難く、納付状況は不明である。

また、A市において申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立人が納付したと述べる保険料額と申立期間の法定保険料額が大きく相違しており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間、52 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から 53 年 9 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 52 年 8 月から 53 年 9 月まで  
④ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで  
⑥ 平成元年 1 月から同年 3 月まで  
⑦ 平成元年 12 月

私は、母に預けていた娘を引き取った昭和 48 年 4 月ごろ、母と 3 人で A 区役所に行き、娘の転校手続きを行った際、母が私の国民年金の住所変更を行ったのを覚えている。その後は住所を変える度に私が区役所に行き変更手続きを行い、国民年金保険料は滞ることなく区役所から送られてきた納付書を持ってタクシーで区役所に行きまとめて納めていた。B 区に在住していた時期は社会保険事務所（当時）に納めに行ったこともあり、C 区では区役所の出張所に歩いて納めに行ったこともあるのに未納期間があるのは納得できない（申立期間①、②、③、④及び⑤）。

また、D 市に転居してから初めて保険料を銀行から納めるようになり、私の預金口座からの口座振替で保険料を納付していた。預金口座は総合口座となっており、残高不足を生じた覚えは無く、未納期間があるのは納得できない（申立期間⑥及び⑦）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤に係る国民年金保険料については、区役所、社会保険事務所でまとめて納付し、申立期間⑥及び⑦の保険料は銀行からの口座振替で納付していたと申述しているところ、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、被保険者台帳に記載された住所変更記録によれば、届出が住民票上の異動時期より遅れているほか、A区に変更された記載は無く、住所を変える度に住所変更手続を行ったとの申述とは符合しない。

さらに、申立期間は7回で合計 36 か月に及んでおり、これほどの回数について行政側の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から52年3月まで  
義父が昭和46年9月ごろに、A市B市民センターで、夫の国民年金への切替手続と一緒に私の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が当初は納税組合の集金人に、後にC信用金庫D支店で夫の分と一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和53年3月ごろであり、これを基準にすると、申立期間のうち50年12月以前は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるA市における別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、一緒に保険料を納付していたと主張する申立人の夫は、申立期間のうち、昭和46年9月から50年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与していない上、申立期間の加入手続を行ったとする申立人の義父は既に他界しているため、申立期間の国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私は、A市Bに住んでいた昭和54年に「国民年金特例納付案内書」が届いたので、アパートの家賃収入から現金24万円を特例納付した。女性の集金人に納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年にA市役所から届いた「国民年金特例納付案内書」を見て、同年に国民年金保険料を特例納付したはずであると申述しているが、申立人は、申立期間の保険料を女性の集金人に支払ったとする一方、市役所に行って納付したとも申述していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の被保険者台帳に記録された申立期間直前の期間（昭和36年4月から42年3月）の第2回特例納付（附則18条）について、その記憶は無く、なぜ2回に分けて特例納付したのか分からないと申述していることから、申立人が54年に第3回特例納付（附則第4条）したとの申立内容は、申立期間直前の期間を特例納付した時の記憶と考えても特段不合理であるとはいえない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで  
平成3年4月当時、私は学生だったが、母が国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間が全額免除になっているが、免除申請したことはなく、国民年金保険料は、母が加入した年から納付したはずである。保険料を納付したのに、免除とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は、集金人に保険料を支払ったと思うが定かではないと申述するほか、申立期間当時、大学生だった申立人は保険料納付等に全く関与していないことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

また、A市が保管する被保険者名簿に、平成4年度受付の免除記録が記載されているほか、オンライン記録からは、3年度及び4年度の申請免除記録が確認できる上、これらの記載内容には不合理な点は見当たらないことから、申立人は申立期間に対し免除申請していたと考えられる。

さらに、申立人及びその母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から9年3月まで

私は、20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付書が届いた。2年以内であれば納付することが可能と聞き、母が何回かに分けて役場内の銀行で納付した。納付した証拠として全ては記載してないが、納付した期間と金額を記した父の平成9年6月の手帳の写しを提出するので、申立期間について納付したことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父の手帳の平成9年6月24日欄にある「国民年金 8/9～9/3 7か月 86,100」の記載が申立期間の一部について国民年金保険料を納付した証拠と主張しているが、これは、申立人の妹が9年5月に国民年金に加入後、同年7月1日に保険料を納付した金額、納付期間、納付時期等の記録と一致していることから、当該記載は、申立人の妹の保険料納付に係るものと推認される。

また、申立人は20歳になったとき（平成6年\*月）に国民年金の加入手続きを実家であるA町（現在は、B市）で行ったと申述しているが、申立人は、申立期間より以前の5年4月からC市に住所を移しているため、制度上、既に転出した後の実家の住所地であるA町では国民年金の加入手続きを行うことができない上、保険料を納付したとする母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の記録は、申立人が所持する年金手帳から、

平成9年4月16日に社会保険事務所（当時）から交付された基礎年金番号で管理されていることが確認でき、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は確認できず、ほかに手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であって、保険料の納付書が発行されなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年6月まで

私は昭和47年7月に退職し、52年ごろ夫婦の国民年金の加入手続をA区役所で行った。窓口で、退職した47年にさかのぼって加入し、国民年金保険料を納付するように説明され、後日夫婦で保険料11万円前後を一括で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和54年8月に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、オンライン記録によれば、夫婦共に52年7月から納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は一括納付した申立期間の国民年金保険料額を11万円前後と述べているところ、この金額は、昭和54年8月に手帳記号番号を払い出された時点で過年度保険料として納付が可能な52年7月から54年3月の夫婦二人分の保険料額におおむね一致している上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の申述は、同年8月に夫婦二人分の過年度保険料を一括納付した際の記憶と考えても特段不自然ではない。

さらに、申立期間は60か月と長期間であり、申立人の妻も同期間が未納となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年9月まで

私の年金記録のうち、昭和56年1月から58年9月までの期間については未加入と記録されているが、当時私はA市に住んでおり、国民年金保険料の支払通知書が送付されてきていたもので、私自身が郵便局で振り込むか、または直接市役所の窓口で何度も納付していたのだから、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からB市に払い出された番号の一つで、昭和61年4月1日に第3号被保険者制度が発足したことにより、第3号被保険者資格を取得した際に払い出されたことが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、申立期間は33か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年4月まで

社会保険庁（当時）の記録では、昭和36年4月から42年4月までの期間は国民年金に加入していなかったとされているが、私は夫の指示で、36年4月ごろA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の任意加入手続をして国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からA町役場に払い出された番号の一つであり、申立人前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和42年5月ごろに国民年金の任意加入手続を行ったと推認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

さらに、申立期間は73か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年12月まで

私は、平成5年2月23日にA社を退社し、6年1月9日にB社に入社するまでの間、無職だったので国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料の領収書だと思い、保管してあった領収書が、任意継続健康保険料の領収書であったことがわかったが、任意継続健康保険料だけを支払って、国民年金保険料を払わないのは不自然であり、任意継続健康保険料の領収書をもって国民年金保険料を納付したと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意継続健康保険料の領収書をもって国民年金保険料を納付したと認めてほしいと主張しているが、当該健康保険料と国民年金は別の制度であり、届出先及び納付先も異なることから、当該健康保険料の納付をもって国民年金保険料の納付があったとは推認できない。

また、申立人は、平成5年2月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、実家のあるC県D市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年12月6日に社会保険事務所（当時）から同県E郡F町（現在は、G市）に払い出された番号の一つであることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金制度の重要性を理解しており、国民年金保険料の納付については意識しており、申立期間は失業中だったが、お金を工面し、郵便局の窓口で保険料をまとめて納付した記憶があり、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成 10 年 4 月 14 日に喪失した後、国民年金の加入手続をしていないことから、社会保険事務所（当時）では同年 6 月及び 12 年 2 月に申立期間の国民年金の加入勧奨を行っているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に申立期間にかかる加入記録の記載は無く、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

さらに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで  
平成5年5月ごろ、母が市政だよりを見て、A市B公民館で年金相談があることを教えてくれ、母と二人で年金相談に行き、20歳からの未納分をまとめて納付したのに、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成7年7月ごろであると推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその母は、国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が不鮮明である上、申立人及びその母がまとめて納付したと主張する金額は、申立期間の法定保険料額とは異なっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 59 年 11 月に結婚し、妻に勧められて当時住んでいた A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料は納付しなかった。

その後、C 市に転居し、昭和 60 年 \* 月に長女が生まれたのを契機に、C 市役所か D 支所で住所変更手続をし、その際、未納となっていた 2 年分の保険料約 20 万円をさかのぼって一括して納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、B 市で昭和 59 年 10 月ごろに国民年金手帳記号番号（以下「手番①」という。）が払い出されているが、これとは別に 62 年 9 月ごろに C 市でも国民年金手帳記号番号（以下「手番②」という。）が払い出されていることが確認でき、手番②が払い出された時点では、申立期間のうち 60 年 6 月以前は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、保険料をさかのぼって一括納付したのは 1 回だけであると申述しているところ、オンライン記録により、手番②で昭和 63 年 1 月に 18 か月分の過年度納付及び昭和 62 年度分の現年度納付を行っていることが確認でき、同時点では、申立期間すべてが時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、B 市では加入手続を行ったが保険料は納付しておらず、年金手帳を交付されたかどうか覚えていないと申述しており、手番①と手番②が統合処理されたのは、昭和 63 年 4 月 12 日であることから、

同時点以前に申立人が手番①の住所変更手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの期間及び44年2月から52年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで  
② 昭和44年2月から52年5月まで

私は、昭和52年6月に国民年金の加入手続をした際に、さかのぼって過去の国民年金保険料をまとめて納付できる制度があることを知り、加入手続をした1年ぐらい後に過去の分をまとめて納付したはずであり、未納とされていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金の加入手続をした昭和52年6月に過去の未納である期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度を知り、その1年ぐらい後にまとめて納付したとしているが、加入手続を行った時点では第3回特例納付は開始されておらず、当該時点では特例納付制度について知り得なかったものと考えられること、及び納付した保険料の金額を覚えていないと述べていることから、納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の記載及びオンライン記録より、申立人は昭和52年6月に初めて国民年金に加入していることが確認でき、申立人が過去の国民年金保険料をまとめて納付したとする「加入手続の1年ぐらい後」は、第3回特例納付期間に該当するが、申立期間①は、資格取得及び資格喪失の手続が取られた形跡は無く、未加入期間であること、及び申立期間②は、任意未加入期間であり、特例納付は強制加入期間を対象としていることから、申立期間の保険料を特例納付等により納付したとする事情はうかがえない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び申立期間に係る国民年

金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、通帳等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年6月まで

私は、昭和40年\*月にA町の自宅が火災で焼失した後、B市へ転居した。40年3月から43年6月までの国民年金保険料は、B市役所で納付したのに、国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市在住当時の国民年金保険料については、国民年金手帳は持参せず、現金のみを持参し、B市役所窓口で納付したと主張するところ、申立期間当時の保険料の納付方法は、印紙検認方式であり、国民年金手帳が無ければ保険料を納付することはできない上、国民年金の加入手続を行なった記憶も明確でない。

また、申立期間当時、申立人は遺族共済年金受給権者であることから、国民年金の任意未加入期間であり、保険料を納付することはできない上、申立期間以外にも未加入期間がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月25日から同年10月1日まで  
平成4年8月3日から5年9月30日まで、A社からB国C社のD工場へ派遣され、E（職種）を担当するF社のG（職種）として勤務した。契約期間は当初1年間だったが、後任が決まらず、契約期間を超えて同年9月30日まで勤務を続けた。継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する業務委託契約書、業務委託覚書、パスポートの出入国記録、銀行預金通帳の給与振込記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間も継続してB国においてA社の委託業務に従事していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、厚生年金保険被保険者資格記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料が事業主により給与から源泉控除されていることが認められなければならないが、業務委託契約書及び業務委託覚書において、B国勤務期間中の厚生年金保険料は事業主が負担する旨が明記されている上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該法律に基づく記録訂正の対象とはならない。

なお、当該事業所は、業務委託契約書等に基づき、申立期間においても申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を負っていると認められるものの、当該事業所は平成19年3月14日に破産に伴う整理が行われ、関連資料を所持していないことから申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付したか否かは不明であると元事業主は回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 20 日から 55 年 4 月 1 日まで  
私は、夫より少し遅れて昭和 53 年 12 月 20 日に A 社に入社し、B 区 C の D (施設) に夫婦で住み込みで勤務した。夫は入社日から年金記録があるのに、私は 55 年 4 月 1 日からの記録となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の社員及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において住み込みで勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「当時の契約関係書類は廃棄して無いが、夫婦住み込みの場合、妻は夫の扶養とし、パートタイマーの扱いであった。」と回答している。

また、上記社員も、「一般的に夫婦住み込みで仕事をする場合、夫の勤務時間は 8 時間とするが、妻は、4 時間から 5 時間のパートタイマーとすることが多かった。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無い上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 11 月 27 日から 60 年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
⑥ 昭和 61 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑦ 昭和 61 年 12 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで  
⑧ 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に、申立期間⑥はF社に、申立期間⑦はG社に、申立期間⑧はH社に、それぞれ勤務しており、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当時の事業主は、申立人を覚えておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

また、A社は、平成 11 年 6 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、正規の従業員であれば厚生年金保険に加入させていたが、当時の関係資料が無いため申立期間①当時の勤務実態は不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社が厚生年金保険の適用事業所となつたのは平成8年4月15日であり、事業主は、それ以前は国民年金に加入していたと供述しており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、事業主は、当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、C社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明であると回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚は連絡先が不明であるなど、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人から提出のあったI銀行J支店の預金通帳の写しにより、D社から給与振込とみられる入金を確認できることから、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、D社という名称でK県L郡M町に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、管轄のN地方法務局O支局のほか、近隣の同法務局P出張所にも当該事業所の登記簿が保管されておらず、I銀行J支店においても当該事業所の所在は不明と回答していることから、当該事業所の関係者から事情聴取する手掛かりがない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について事情聴取する手掛かりがなく、ほかに申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤については、申立人の提出したI銀行J支店の預金通帳の写しにより、E社から給与振込とみられる入金を確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間⑤に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、申立期間当時は試用期間があり、入社してもすぐに厚生年金保険に加入させていなかったかもしれないが、当時の関係資料が無いことから不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 申立期間⑥については、当該事業所はF社Q本社として、厚生年金保険の適用事業所となっているが、賃金台帳（電子データ）において、昭和61年4月2日入社、同年5月21日退職が確認でき、オンライン記録と符合し、本社の厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）の申立期間⑥に、申立人の氏名は無い。

また、F社人事部担当者は、「申立期間⑥当時も今も社会保険に加入しない契約社員はいる。また、申立人の主張する場所に事業所があったかどうかわからない。」と回答している。

また、当該事業所は、当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 申立期間⑦については、G社は、昭和36年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、オンライン記録において、申立期間⑦に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

また、当該事業所は、短期的な雇用の場合は厚生年金保険に加入させていないと回答している上、当時の関係資料は無く、申立人の勤務実態は不明であり、ほかに申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

8 申立期間⑧については、H社は、厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間⑧に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、元事業主は1か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと回答しているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚も、厚生年金保険に加入するまで見習い期間があったと記憶していると回答している。

さらに、H社は、平成元年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、申立期間当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

9 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 50 年ごろ、A社に入社し、同社に在籍したまま、同業会社の仕入れ、卸しの協同会社であるB社に出向となり、唯一の専従者として 62 年 5 月末日まで勤務した。社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、53 年 2 月にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、62 年 6 月に資格喪失となっているが、この間の標準報酬月額が、給料に比べて低いので、給料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る標準報酬月額の記録が給料に比べて低額となっていると主張しているが、企業年金連合会が保管するC厚生年金基金の加入記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和 55 年 5 月から 58 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 59 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 61 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 62 年 5 月までは 26 万円であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及びその前後の被保険者の記録には、いずれも取消しや訂正などが行われた形跡は見当たらない上、申立人の前後に入社し、年齢も近い元同僚 4 名の申立期間における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と比べて、際立った相違は見られない。

さらに、A社は、平成 5 年 6 月 30 日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて、賃金台帳等の関係資料は保存されておら

ず、当時の事業主は既に他界し、申立期間当時の保険料控除の実態が不明である上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月から27年10月1日まで  
② 昭和28年6月1日から29年6月まで  
③ 昭和51年8月から52年3月1日まで

私は、申立期間①及び②について、学校卒業後、叔母を頼ってA県から上京し、住み込みでB（職種）としてC社に3年くらい勤務した。同社に勤務している間に成人式の案内状が送られてきたが、参加できなかったことを記憶している。申立期間③については、昭和51年の夏ごろからD社に勤務し、その年の同社の忘年会に出席した記憶がある。いずれも厚生年金保険に加入していたはずなので調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社に入社した経緯及び入社後の出来事などを具体的に記憶していることから、申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格を有する元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった複数の当該元同僚は、「自身の記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日は相違がある。」とそれぞれ証言しており、オンライン記録により、それぞれの被保険者記録は入社後、3か月から18か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①

に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっており、関係資料は破棄され、事業主も既に他界していることから、申立期間①当時の雇用実態が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「C社に3年くらい勤務した。」という記憶のみ主張しているところ、複数の元同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立人が1年や2年という長期間勤務した記憶は無い。」、「私は昭和28年10月1日から勤務しているが、申立人と一緒に勤務したことは無い。」とそれぞれ証言している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっており、関係資料は廃棄され、事業主も既に他界していることから、申立期間②当時の勤務実態が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、当時のD社での出来事などを具体的に記憶していることから、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人が昭和 52 年 3 月 1 日に資格取得して同年 9 月 30 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、事業主は、「当時、試用期間があったかもしれない。当時の関係資料は無く、当時の事務担当者は他界しているので申立人の雇用実態は不明である。」と回答している。

このほか、当該事業所は昭和 57 年 4 月 13 日に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から30年9月29日まで  
私は、昭和26年4月1日にA社に入社し、31年8月まで在職した。途中、病気療養のため有給休暇を取ったり、傷病手当金を受けたりしたが、この期間を含め、下船上陸していた期間の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった退職船員名簿により、申立人が昭和26年4月1日に入社し、申立期間も継続して当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間において病気療養のため有給休暇を取得したり、傷病手当金を受給していた。」と供述しているところ、申立人と一緒に入社した元同僚も、「申立人は入社後1年半ほどして病気療養のため下船した。」と供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日欄に、昭和27年12月1日の記述とともに「喪失後受給」の記載が認められることから、申立期間当時において申立人が傷病手当金を受給し、病気療養していたことが推認できる。

さらに、当該事業所は、「退職船員名簿以外、申立期間当時の関係資料は無く、申立期間における船員保険の取扱実態は不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が所持する船員手帳（昭和30年7月27日交付）において、同年7月30日から31年1月30日までA社保有のB丸に乗船状況については関係資料が無く確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日まで  
私は、A 県 B 市 C の D 社に臨時職員として勤務したが、申立期間は厚生年金保険に加入していたと思われるので、記録を訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 社 F 支社が提出した在籍証明書により、申立人は、昭和 42 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日まで臨時職員として D 社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、A 県 B 市に所在する D 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、現在の D 社社長は、「当時の社長及び副社長は既に死亡しており、申立期間当時の関係資料は保存していないことから、当時の勤務実態は不明である。」と供述している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 28 日から同年 11 月 1 日まで  
私の夫は、友人の紹介により昭和 41 年 2 月に A 社に入社し、42 年 7 月まで勤務した。申立期間においても A 社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において、期間は特定できないものの、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A社B支店は、昭和 42 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、会社は 43 年 2 月に倒産し、当時の関係資料は処分して無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
⑤ 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に、それぞれ勤務した。これらの期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間①に同社で厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚3名に申立人の勤務実態について照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の妻は、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い

そのほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は「B社に勤務していた。」と主張しているが、申立人は元同僚を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

また、当該事業所の元事業主は、「当時の関係資料が無く、申立人についての記憶も定かではなく、勤務実態は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所は、昭和 54 年 9 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

そのほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、元同僚の証言により、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時総務を担当していた事業主の妻は、「未経験者の場合、半年間の見習い期間があり、その間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、別の元同僚は、「申立期間当時には試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は未経験者の場合、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後、加入させていたと考えられる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、「当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人は「D社に勤務していた。」と主張しているが、申立人は元同僚を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間④当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間④に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態は確認できない。

そのほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は「E社に勤務していた。」と主張しているが、申立人は元同僚を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

また、E社の総務担当者は、「当社は、現在でも試用期間が3か月程あり、その間は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間⑤に被保険者資格を有する元同僚4名に照会したが、「申立人を記憶していない。」といずれも証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間⑤に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

そのほか、当該事業所は、当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明である旨回答している上、ほかに申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所 (当時) に年金記録を問い合わせたところ、昭和 18 年 4 月から 22 年 5 月まで A 社の加入記録が確認できたが、23 年 5 月に B 社に勤務するまでの間の記録が欠落している。A 社は 25 年 3 月 31 日まで存続していたと聞いたので、この間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人が申立期間当時、B 社を設立し、経営に当たっていた。」と供述しているところ、C 市から提供のあった B 社社史において、昭和 15 年に企業合同により A 社となったが、22 年に分離独立して、B 社として D (職種) を再開したとの記載があることから、申立人が申立期間において A 社 (後の E 社) を退職していたことが推認できる。

また、B 社の厚生年金保険の適用は、昭和 23 年 5 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が適用される前の期間である。

さらに、申立期間当時、オンライン記録により、A 社に勤務し、その後 B 社での厚生年金保険被保険者記録のある者 4 名のうち 3 名は昭和 22 年 2 月 28 日に、1 名は申立人と同じ同年 6 月 1 日に、それぞれ A 社における被保険者資格を喪失し、未加入期間を経て B 社が厚生年金保険の適用事業所となった 23 年 5 月 1 日に一緒に同事業所での資格を取得している。

加えて、A 社は、時期は確認できないが既に解体しており、当時の事業主の所在は不明であり、申立期間当時に行われた分離解体に伴う申立人の

雇用実態を知る者がいない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社については、C市から提供のあった「C市史」において、昭和15年10月に経済統制の一環として、B社を含む市内18工場を企業合同して設立され、18年8月にF県内の5事業所を合同してE社となり、22年にB社ほか3事業所が分離独立し、24年にG事業所が独立した段階では、E社は存続し、やがて解散したとの記載があり、「25年3月31日までA社が存続していたと聞いた。」との申立人の妻の主張と符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 6 月 22 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 44 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 45 年 3 月 20 日から同年 4 月 20 日まで  
⑥ 昭和 46 年 6 月 26 日から同年 10 月 15 日まで

私は、事業所を移る際は間を空けること無く次の職に就いていたはずなので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「A社に継続して勤務していた。」と主張するところ、当該事業所が保管する社会保険加入記録簿には、申立人が昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが記載されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

また、元同僚のうち一人は、「A社には試用期間があり、自分の試用期間中は厚生年金保険が適用されていなかった。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後加入させる取扱いであったと考えられる。

また、オンライン記録により、申立期間①に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会しても、申立人の勤務開始時期についての具体的な証言は得ることはできない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は「B社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所に勤務していた元同僚のうち一人は、「私は、学校を卒業した昭和44年4月に入社したが、厚生年金保険の加入記録は、同年5月からである。」と供述している。

このことから判断すると、当該事業所は、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、当該事業所は、昭和46年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿により、同年7月6日に破産宣告を受けていることが確認でき、貸金台帳等の関連資料が存在しない上、事業主とも連絡が取れず、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会しても、申立人の勤務開始時期についての具体的な証言は得られない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は「C社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿により、平成8年6月1日に職権で解散していることが確認でき、貸金台帳等の関連資料が存在しない上、事業主の所在も不明であり、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、複数の元同僚のうち一人は「当該事業所は、入社後3か月の試用期間があったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間③において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚に申立人の勤務実態について照会しても、申立人の勤務開始時期について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間③における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人は「D社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の元専務は、「期間は定まっていなかったが、新入社員には試用期間を設けて、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、元同僚のうち一人は、「入社して最初の4か月は厚生年金保険に加入していなかった。そのことを知っていたので、ねんきん特別便も誤り無しで提出した。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上記元専務は、「当時の資料は存在しない。」と証言しており、申立人の申立期間④における勤務実態は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間④において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務開始時期についての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は「E社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料が存在しておらず、事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態を確認することはできない。

また、オンライン記録により、申立期間⑤における当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の元同僚に、申立人の勤務実態について照会しても、申立人について証言を得ることはできない。

このほか、申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は「F社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、「労働者名簿、履歴書及び賃金台帳等の当時の書類は残されていないが、申立人は正社員であると思われる。しかし、本社勤務の者は、平成2年より前に入社した者は、入社後3か月から1年程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかったもので、申立人の加入遅れは、その期間ではないかと思われる。」と回答している。

また、元同僚のうちの一人は、「当時、F社では3か月から6か月の試用期間があった。」と供述している上、申立人自身も同社において試用期間が存在したことを認めており、申立期間⑥は、試用期間として厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間⑥における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年10月20日まで  
② 昭和28年4月1日から29年6月1日まで

私は、昭和24年5月1日から28年3月31日までA社に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録の開始が24年10月20日からとなっていて、勤務期間と相違している。また、B社においても28年4月1日から30年5月21日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録の開始が29年6月1日からとなっていて、勤務期間と相違している。この二つの期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が後に勤務したC社が作成した申立人に係る個人記録表に、「前職＝D社（A社の名称変更後の社名）、勤務期間＝S24.05－28.04」の記載があることから、申立人が昭和24年5月からA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人自身、A社において試用期間のあった可能性を認めているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得したことが確認できる元同僚は、「私の厚生年金保険の加入時期は、入社から4、5か月後になっており、これは試用期間があったからではないかと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、A社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事

業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を有する元同僚（申立人も氏名を記憶している。）の証言により、申立人が昭和28年4月から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記名簿により、被保険者資格を有する複数の元同僚に照会した結果、そのうち一人は、「私の厚生年金保険への加入時期と入社時期は一致している。」と供述している一方で、別の元同僚は、「B社及びその関連会社に勤務した期間のうち、昭和27年4月から29年1月までの期間の加入記録が欠落している。」と供述しており、当該事業所は、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていた状況がうかがえる。

また、当該事業所は昭和44年4月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月1日から60年10月1日まで  
私は、昭和56年12月1日から60年9月30日までA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、社会保険事務所（当時）からこの期間は厚生年金保険被保険者となっていないとの回答を受けた。勤務していた当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当時の事業主が代表取締役となっていた関連会社であったB社又はC社において厚生年金保険に加入していたと思うので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険の新規適用は平成2年11月5日であり、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、元事業主は、「申立期間当時、当該事業所には3人程度しかおらず、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、「元事業主が代表取締役となっていた関連会社であるB社又はC社で厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているが、元事業主は、「申立人を含むA社に勤務した者全員について、関連会社のB社又はC社において厚生年金保険に加入させる手続は行わなかった。」と回答している。

このほか、両関連会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人及び申立人が氏名を挙げた元同僚の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、元事業主は、「当該事業所は平成 21 年 1 月に破産し、当時の関係資料は廃棄した。」と回答していることから、申立人の申立期間における雇用実態が確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。